



鴻巣教学務第620号
令和5年12月27日

鴻巣市立小・中学校通学区域審議会 会長 様

鴻巣市教育委員会
教育長 望月 栄



小谷小学校が通学区域となっている地域の通学区域の見直しについて（諮問）

このことについて、鴻巣市立小・中学校通学区域審議会条例（昭和48年12月25日条例第46号）第2条の規定により諮問します。

記

1. 諮問事項

小谷小学校が通学区域となっている地域の通学区域の見直しについて

2. 諮問理由

鴻巣市立学校設置及び管理条例の一部を改正する条例が、令和5年12月市議会定例会にて可決成立し、令和7年3月31日で小谷小学校が閉校となることに伴い、小谷小学校を通学区域としていた地域においては新たな通学区域を定める必要があります。

これまで地域において実施してきた意見交換会やアンケート調査、また、鴻巣市立小・中学校適正配置等審議会からの答申を踏まえ、将来を見据えた通学区域を設定する上では、小谷小学校の通学区域内の各地区を、それぞれ隣接する箕田小学校、赤見台第二小学校、吹上小学校へと再編することが、妥当であると考え、検討をお願いするものです。

3. 審議事項

(1) 現在、小谷小学校の通学区域を令和7年度から、次のとおり再編することは妥当かどうか。

- ・ 明用、前砂地区については、吹上小学校、吹上中学校とする。
- ・ 三町免地区、小谷北町内会の区域については、赤見台第二小学校、赤見台中学校とする。
- ・ 小谷南町内会の区域については、箕田小学校、赤見台中学校とする。

(2) 令和7年3月31日時点で、小谷小学校に在籍していた児童については、地区に関わらず、吹上小学校への通学を認めることは妥当かど

うか。また、その際には、児童の登下校における安全確保の観点から、教育委員会で定めた基準に基づき、スクールバスを活用した送迎対応は妥当かどうか。

(3) 兄弟が吹上小学校に在籍している場合は、吹上小学校への入学を認めることは妥当かどうか。

(4) 令和7年3月31日時点で、小谷小学校に在籍していた児童が吹上小学校を選択した場合、又は兄弟が在籍していることにより吹上小学校を選択した場合、吹上中学校への進学を認めることは妥当かどうか。

(5) 袋地区の通学区域については、現在、小学校は下忍小学校と小谷小学校、中学校は吹上北中学校と吹上中学校となっている。袋地区の全てを下忍小学校、吹上北中学校とすることは妥当かどうか。